



栃木県公報

令和 8 (2026)年
3月31日(火)
号 外
第 21 号

目 次

規 則

- 住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部改正…………… 1
- 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正…………… 2
- 栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正…………… 3
- マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部改正…………… 9
- 老人福祉法施行細則の廃止…………… 11

訓 令

- 栃木県庁議規程の一部改正…………… 11

議 会

- 栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正…………… 11
- 栃木県議会事務局処務規程の一部改正…………… 12

規 則

栃木県規則第17号

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法に基づく本人確認情報の提供及び利用に関する条例施行規則（平成20年栃木県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人確認情報を利用する事務)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 条例別表第 1 第 3 号の規則で定める事務は、栃木県行分収造林規則（昭和47年栃木県規則第102号）第 1 条に規定する土地所有者（当該土地所有者が法人である場合にあつては、当該法人の商業登記簿又は法人登記簿の役員に関する事項の欄に記載のある者）又はその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に関する事務とする。</u></p> <p><u>4 条例別表第 1 第 4 号の規則で定める事務は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第 3 条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地を含む。）若しくは当該土地にある</u></p>	<p>(本人確認情報を利用する事務)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p>

物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に関する事務とする。

5 条例別表第1第5号の規則で定める事務は、栃木県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年栃木県条例第52号）第7条第1項第1号に規定する用地造成事業の用に供する土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地を含む。）若しくは当該土地にある物件について所有権を有し、又は当該土地若しくは物件に関して所有権以外の権利を有する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認に関する事務とする。

（本人確認情報を提供する事務）

第3条 略

2・3 略

4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は、次に掲げる者（当該者が法人である場合にあつては、当該法人（当該法人が合併した場合には合併後存続する法人又は合併により設立した法人を、当該法人が分割した場合には放置違反金等に係る債務を承継した法人又は当該債務を承継して設立した法人を含む。）の役員又は清算人）の生存の事実又は氏名、出生の年月日、男女の別若しくは住所の確認に関する事務とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第4項の規定による放置違反金等の納付命令を受ける者
- (2) 道路交通法第51条の4第6項の規定による通知を受ける者
- (3) 道路交通法第51条の4第13項の規定による督促を受ける者
- (4) 道路交通法第51条の4第14項の規定による放置違反金等の徴収を受ける者

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（市町村課）

栃木県規則第18号

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年栃木県規則第75号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1・2 略 （償還期間等の特例）	附 則 1・2 略 （償還期間等の特例）

3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後令和9年3月31日までに貸し付けるものに限る。）についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、同項第2号中「12年」とあるのは「15年」と、同項第3号中「15年」とあるのは「18年」と、同項第7号から第10号までの規定中「12年」とあるのは「15年」と、同条第2項中「3年」とあるのは「6年」と、「、第5号、第7号」とあるのは「及び第5号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は5年以内、同項第7号」と、「、5年」とあるのは「8年」とする。

4 略

3 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後令和8年3月31日までに貸し付けるものに限る。）についての第3条の規定の適用については、同条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、同項第2号中「12年」とあるのは「15年」と、同項第3号中「15年」とあるのは「18年」と、同項第7号から第10号までの規定中「12年」とあるのは「15年」と、同条第2項中「3年」とあるのは「6年」と、「、第5号、第7号」とあるのは「及び第5号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は5年以内、同項第7号」と、「、5年」とあるのは「8年」とする。

4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)

栃木県規則第19号

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（景観保全型広告整備地区における広告物等の表示等の届出）</p> <p>第3条 条例第6条第6項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物表示（設置）届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、<u>知事</u></p> <hr/> <p>に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>屋外広告物（以下「広告物」という。）</u>の形状等に関する図面</p> <p>(2) <u>広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）</u>を設置する場所の位置図及び平面図</p> <p>(3) <u>広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所の使用権を証する書面</u></p>	<p>（景観保全型広告整備地区における広告物等の表示等の届出）</p> <p>第3条 条例第6条第6項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物表示（設置）届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、<u>屋外広告物（以下「広告物」という。）</u>を表示し、又は<u>広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）</u>を設置する場所を所轄する土木事務所に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>広告物</u>の形状等に関する図面</p> <p>(2) <u>表示</u>又は<u>設置の</u>場所の位置図及び平面図</p> <p>(3) <u>表示</u>又は<u>設置の</u>場所の使用権を証する書面</p>
2 略	2 略

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所)

第13条の2 条例第21条の2第1項第1号の規則で定める場所は、栃木県県土整備部都市政策課
_____とする。

(保管した広告物又は掲出物件の一覧簿)

第13条の3 条例第21条の2第2項の保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を閲覧に供する場所は、栃木県県土整備部都市政策課とし、その閲覧時間は、同課の執務時間とする。

2 略

(登録の申請)

第17条 登録申請者(条例第26条第1項に規定する登録申請者をいう。以下同じ。)は、屋外広告業登録申請書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(登録申請書の添付書類)

第17条の3 条例第26条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 登録申請者が法人である場合

(ア) 法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)が条例第26条の3第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(イ) 法人の役員の略歴を記載した書面

(ウ) 法人の登記事項証明書

イ 登録申請者が個人である場合(ウに掲げる場合を除く。)

(ア) 登録申請者の略歴を記載した書面

(イ) 登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

ウ 登録申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合

(ア) 法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が条例第26条の3第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面

(イ) 登録申請者及び法定代理人の略歴を記載した書面

(ウ) 登録申請者及び法定代理人(個人である

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所)

第13条の2 条例第21条の2第1項第1号の規則で定める場所は、保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所を所轄する土木事務所(以下「所轄土木事務所」という。)とする。

(保管した広告物又は掲出物件の一覧簿)

第13条の3 条例第21条の2第2項の保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を閲覧に供する場所は、所轄土木事務所とし、その閲覧時間は、当該所轄土木事務所の執務時間とする。

2 略

(登録の申請)

第17条 登録申請者(条例第26条第1項に規定する登録申請者をいう。以下同じ。)は、屋外広告業登録申請書(別記様式第11号)を知事に提出しなければならない。この場合において、主たる営業所の所在地が栃木県の区域(宇都宮市の区域を除く。以下同じ。)内にある者は、主たる営業所の所在地を所轄する土木事務所長(以下「営業所所轄土木事務所長」という。)を経由して提出するものとする。

(登録申請書の添付書類)

第17条の3 条例第26条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 登録申請者が法人である場合にあつてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。以下同じ。)が条例第26条の3第1項各号に該当しない者であることを誓約する書面

場合に限る。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面

(エ) 法定代理人(法人である場合に限る。)の登記事項証明書

(2) 略

2 知事は、前項に定める書類のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 条例第26条第2項並びに第1項第1号ア(ア)及びウ(ウ)の誓約書は、別記様式第12号によるものとする。

4 第1項第1号ア(イ)、イ(イ)及びウ(イ)の略歴書は、別記様式第13号によるものとする。

(変更の届出)

第17条の6 条例第26条の4第1項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告業登録事項変更届出書(別記様式第16号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を前項の届出書に添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 条例第26条第1項第3号に掲げる事項の変更登記事項証明書、第17条の3第1項第1号ア(ア)及び(イ)に掲げる書類

(4) 条例第26条第1項第4号に掲げる事項の変更第17条の3第1項第1号ウ

_____に掲げる書類

(5) 略

3 第17条の3第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(廃業等の届出)

第17条の8 条例第26条の6第1項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告業廃業等届出書(別記様式第17号)を知事に提出しなければならない。

(2) 略

(3) 登録申請者(その者が法人である場合にあってはその役員、その者が営業に関し成年者と同様の能力を有しない未成年者である場合にあってはその者及びその法定代理人)の略歴を記載した書面及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

(4) 登録申請者又は当該登録申請者が営業に関し成年者と同様の行為能力を有しない未成年者であつてその法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書

2 条例第26条第2項 _____及び前項第1号の誓約書は、別記様式第12号によるものとする。

3 第1項第3号 _____の略歴書は、別記様式第13号によるものとする。

(変更の届出)

第17条の6 条例第26条の4第1項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告業登録事項変更届出書(別記様式第16号)を知事に提出しなければならない。この場合において、主たる営業所の所在地が栃木県の区域内にある者は、営業所所轄土木事務所長を経由して提出するものとする。

2 前項の届出をする場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書類を前項の届出書に添付しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 条例第26条第1項第3号に掲げる事項の変更登記事項証明書、第17条の3第1項第1号の書面及び同項第3号に掲げる書類

(4) 条例第26条第1項第4号に掲げる事項の変更個人にあっては第17条の3第1項第1号の書面及び同項第3号に掲げる書類、法人にあっては登記事項証明書、同項第1号の書面及び同項第3号に掲げる書類

(5) 略

(廃業等の届出)

第17条の8 条例第26条の6第1項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告業廃業等届出書(別記様式第17号)を知事に提出しなければならない。この場合において、主たる営業所の所在地

(講習会の受講申請)
第20条 講習会の受講を申請しようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書(別記様式第18号)を _____ 知事に提出しなければならない。

が栃木県の区域内にある者は、営業所所轄土木事務所長を経由して提出するものとする。
 (講習会の受講申請)
第20条 講習会の受講を申請しようとする者は、屋外広告物講習会受講申請書(別記様式第18号)を 土木事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

別記様式第1号中「(土木事務所長 様)」を削る。

別記様式第2号中

栃木県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと。)	受	を
	付	

	受	に改
	付	

める。

別記様式第2号の2(表)中

栃木県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと。)	受	を
	付	

	受	に改め
	付	

る。

別記様式第3号中

栃木県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと。)	受	を
	付	

	受		に改め
	付		

る。

別記様式第 3 号の 2 (表) 中

栃木県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと。)	受		を
	付		

	受		に改め
	付		

る。

別記様式第 4 号中

栃木県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと。)	受		を
	付		

	受		に改め
	付		

る。

別記様式第 4 号の 2 中

栃木県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと。)	受		を
	付		

	受	
	付	

に改め

る。

栃木県収入証紙貼付欄（消印はしないこと。）

別記様式第11号（第1面）中

を削り、

主たる業務の内容	
----------	--

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄					手数料

を

主たる業務の内容	
----------	--

受	
付	

に改め、

同様式（第3面）中

「2 業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

3 登録申請者（法人の役員及び未成年者の法定代理人を含む。）の略歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面

4 登録申請者又は未成年者の法定代理人が法人である場合には、登記事項証明書

「2 登録申請者（法人の役員及び未成年者の法定代理人を含む。）の略歴書

3 登録申請者が法人である場合には、登記事項証明書

4 登録申請者が個人である場合には、登録申請者（未成年者の法定代理人を含む。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面（当該法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書）に改める。

5 業務主任者が条例第28条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面及び当該業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面

別記様式第16号 (裏) 中

変 更 理 由	
---------	--

備考 「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

下記の枠内は記入しないでください。

受付欄	決裁欄				

変 更 理 由	
---------	--

備考 「法人・個人の別」及び「変更に係る事項」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。

受	
付	

める。

別記様式第18号中

栃木県収入証紙貼付欄 (消印はしないこと。)	受	
	付	

	受	
	付	

る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(都市政策課)

栃木県規則第20号

マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 31 日

栃木県知事 福 田 富 一

マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則 (平成27年栃木県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号）及び<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（除却等の必要性に係る認定申請書に添付する書類）</u></p> <p>第2条 省令第76条の25第1項第3号の規定により知事が定める書類は、<u>法第163条の56第2項</u>の認定を受けようとするマンションが同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを建築物の耐震診断の結果に関する判定を行うことができる機関として知事が定めるものが証する書類とする。</p> <p>2 <u>法第163条の56第2項</u>の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の規定により認定を申請しようとする者は、<u>省令第76条の25第1項第2号</u>に掲げる構造計算書を添えることを要しない。</p> <p><u>（除却等の必要性に係る認定をしない旨の通知）</u></p> <p>第3条 知事は、<u>法第163条の56第2項</u>の認定をしないこととしたときは、その旨を<u>同条第1項</u>の規定による申請をした者に通知するものとする。</p> <p>（許可申請書に添付する図書又は書面）</p> <p>第4条 <u>省令第76条の30第1項</u>の規定により知事が定める図書又は書面は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第5条 <u>法第163条の56第1項</u>の規定による認定の申請又は<u>法第163条の59第1項</u>の規定による許可の申請をした者は、認定又は許可を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書（別記様式第1号）により、その旨を知事に申し出なければならない。</p> <p>（取りやめる旨の申出）</p> <p>第6条 <u>法第163条の59第1項</u>の許可を受けた者は、当該許可に基づく<u>建築等</u>を取りやめようとする</p>	<p style="text-align: center;"><u>マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>マンション建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下「法」という。）の施行に関し、<u>マンション建替え等の円滑化に関する法律施行令</u>（平成14年政令第367号）及び<u>マンション建替え等の円滑化に関する法律施行規則</u>（平成14年国土交通省令第116号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（除却の必要性に係る認定申請書に添付する書類）</u></p> <p>第2条 省令第49条第1項第3号<u> </u>の規定により知事が定める書類は、<u>法第102条第2項</u><u> </u>の認定を受けようとするマンションが同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを建築物の耐震診断の結果に関する判定を行うことができる機関として知事が定めるものが証する書類とする。</p> <p>2 <u>法第102条第2項</u><u> </u>の認定を受けようとするマンションについて同条第1項の規定により認定を申請しようとする者は、<u>省令第49条第1項第2号</u><u> </u>に掲げる構造計算書を添えることを要しない。</p> <p><u>（除却の必要性に係る認定をしない旨の通知）</u></p> <p>第3条 知事は、<u>法第102条第1項</u><u> </u>の認定をしないこととしたときは、その旨を<u>同項</u><u> </u>の規定による申請をした者に通知するものとする。</p> <p>（許可申請書に添付する図書又は書面）</p> <p>第4条 <u>省令第52条第1項</u><u> </u>の規定により知事が定める図書又は書面は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>（申請の取下げ）</p> <p>第5条 <u>法第102条第1項</u><u> </u>の規定による認定の申請又は<u>法第105条第1項</u><u> </u>の規定による許可の申請をした者は、認定又は許可を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、取下申出書（別記様式第1号）により、その旨を知事に申し出なければならない。</p> <p>（取りやめる旨の申出）</p> <p>第6条 <u>法第105条第1項</u><u> </u>の許可を受けた者は、当該許可に基づく<u>建築</u>を取りやめようとする</p>

るときは、遅滞なく、取りやめ申出書（別記様式第2号）に省令第76条の30第2項の許可通知書を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

るときは、遅滞なく、取りやめ申出書（別記様式第2号）に省令第52条第2項の許可通知書を添えて、その旨を知事に申し出なければならない。

別記様式第1号中「マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に、「除却」を「除却等」に、「容積率」を「容積率等」に改める。

別記様式第2号中「容積率」を「容積率等」に、「建築」を「建築等」に、「マンション建替え等の円滑化に関する法律施行細則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行細則」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(建築指導課)

栃木県規則第21号

老人福祉法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

老人福祉法施行細則を廃止する規則

老人福祉法施行細則（平成5年栃木県規則第35号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(高齢対策課)

訓 令

栃木県訓令第9号

本 庁
出先機関

栃木県庁議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県知事 福田 富一

栃木県庁議規程の一部を改正する訓令

栃木県庁議規程（昭和45年栃木県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(構成) 第2条 略 2 略 3 総合政策課長、人口未来課長、デジタル戦略課長、広報課長、市町村課長、財政課長及び東京事務所長並びに知事が必要と認める者は、庁議に出席するものとする。	(構成) 第2条 略 2 略 3 総合政策課長、デジタル戦略課長、広報課長、市町村課長、地域振興課長、財政課長及び東京事務所長並びに知事が必要と認める者は、庁議に出席するものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(総合政策課)

議 会

栃木県議会告示第2号

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県議会議長 関 谷 暢 之

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

栃木県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年栃木県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) 略 (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第201条の2第1項に規定する被保険者番号等</u> — (17) 略	(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(15) 略 (16) 介護保険法（平成9年法律第123号） <u>第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号</u> (17) 略

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

栃木県議会訓令第1号

議会事務局

栃木県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

栃木県議会議長 関 谷 暢 之

栃木県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県議会事務局処務規程（昭和44年栃木県議会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(事務局長専決事項) 第3条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 次長及び参事の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに週休日の振替、 <u>勤務時間の割振り変更及び勤務時間を割り振らない日の振替</u> に関すること。 (6)～(8) 略 (課長共通専決事項) 第4条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 所属の職員（課長、課長相当職にある職員及び総括課長補佐に限る。）の週休日及び勤務時間の割振り並びに勤務時間を割り振らない日の設定並びに週休日の振替、 <u>勤務時間の割振り変更及び勤務時間を割り振らない日の振替</u> に関すること。 (7)～(13) 略 (総括課長補佐共通専決事項)	(事務局長専決事項) 第3条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 次長及び参事の週休日及び勤務時間の割振り並びに <u>並びに週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更</u> に関すること。 (6)～(8) 略 (課長共通専決事項) 第4条 課長の共通専決事項は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 (6) 所属の職員（課長、課長相当職にある職員及び総括課長補佐に限る。）の週休日及び勤務時間の割振り <u>並びに週休日の振替及び4時間の勤務時間の割振り変更</u> に関すること。 (7)～(13) 略 (総括課長補佐共通専決事項)

